



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

青山 仁

[はじめに]

現在、副会長の任期の概ね半分が経過しました。他の副会長よりも多少遅れて役員選挙に当選した関係上、就任当初は他の副会長に追いつくのに必死でしたが、最近になってようやく落ち着いてきました。そこで、私が主に担当させていただいております附属機関や委員会等についてご報告させていただきます。

[中央知的財産研究所]

当研究所は昨年創立 20 周年を迎え、記念公開フォーラムを開催したことは会員の皆様も記憶に新しいところと思います。この間、当研究所では、外部研究員および内部研究員の方々のご理解・ご協力の下、知的財産に関する様々な研究テーマについて熱心にご研究いただき、その成果を弁理士会の内外に発信していただきました。今年度は、「損害賠償論－更なる研究－」、「知的財産権訴訟における証拠」、「新商標制度の総合的検討」、「特許クレーム解釈と記載要件」の各研究テーマが設定され、各研究部会において活発に研究が行われております。今後、これら研究テーマについての研究成果が順次発表される予定です。いずれのテーマも大変興味深い内容であり、それぞれの研究成果は会員の皆さんにも大変有意義なものになると期待しております。

[ADR 推進機構]

当委員会（機構）は、日本弁理士会と日本弁護士連合会が共同で運営する「日本知的財産仲裁センター」の事業を支援するために日本弁理士会内に設けられた委員会です。本年度は、諮問事項や委嘱事項に応じて 5 つの部会が編成され、活発な活動が行われています。具体的には、西島孝喜委員長の下、第 1 部会（佐藤祐介部会長）、第 2 部会（下田一弘部会長）、第 3 部会（藤谷史郎部会長）、第 4 部会（松本英俊部会長）、第 5 部

会（丸島儀一部会長）が編成されております。

[綱紀委員会]

当委員会は、会長の求めに応じ、会員について会則第 49 条第 1 項に該当する事実があるか否かを調査し、その結果を報告することを主な職務としています。予想以上に多くの処分請求事案があることに驚く一方、当委員会の委員が中立・公平な立場から客観的な事実認定に努めている姿に敬服しました。また、今年度から当委員会には外部委員が登用され、これまで以上に中立性・公平性が担保されております。

弁理士法に使命条項が追加され、我々弁理士にはこれまでも増して高い倫理観が求められています。個々の弁理士が品位保持と信頼維持に努めることで当委員会の負担が少しでも軽減されることを願います。

[審査委員会]

当委員会は、会則第 49 条第 1 項（会員の処分）及び第 54 条の 2 第 6 項（継続研修義務不履行者に対する処分の特例）に係る事案について、これを審査し、決議を行うことを職務としています。綱紀委員会と同じく、当委員会にも今年度から外部委員が登用され、これまで以上に中立性・公平性が担保された状態で会員処分問題に対応しています。

綱紀委員会が事実認定を主な職務とするのに対し、当委員会は、事実認定に加えて処分内容についても審議・決定する必要がある、大変責任の重い職務を担っております。

[不服審議委員会]

会員に対する処分請求を行った者であって、当該会員に会則第 49 条第 1 項に該当する事実がない旨の通知を受けた処分請求人は、その決定に対して不服を申し立てることができます（会則第 51 条の 2 第 1 項）。

当委員会は、かかる不服申立てがあった場合に、当該事案について調査することを主な職務としています。

会則第49条第1項に該当するか否かの決定は、綱紀委員会による調査、審査委員会における審議を経て行われますので、この決定に対する不服申立て件数は決して多くはありませんが、不服申立てがあった場合には、当委員会が中立・公平な立場から迅速に対応します。

[継続研修履修状況管理委員会]

当委員会は、会員の継続研修の履修状況を管理すると共に、未履修の会員に対する受講勧告の送付に関する職務や未履修についてそれがやむを得ない理由に基づくものであるか否かの調査に関する職務等を行っております。当委員会の委員は、弁理士法に定められている継続研修履修義務を全会員が適切に履行すべく尽力されておりますので、会員各位においては継続研修履修義務を遅滞なく履行していただきますようお願いいたします。

[北陸支部]

北陸支部は、新潟、富山、石川、福井の北陸4県を

所管し、当該地域における知的財産権制度の普及・啓発活動を担っております。本年度は、開口宗昭支部長の下、非常に活発に活動していただいております。特に、弁理士知財キャラバン活動について積極にご協力いただき、年内には申請目標件数を達成する勢いです。また、今年度は、支部サミットが北陸支部傘下の石川県金沢市で開催され、全国9支部の支部長・副支部長等が集まり意見交換や情報交換が活発に行われました。

[おわりに]

以上、私が担当させていただいております主な附属機関および委員会の活動についてご報告させていただきました。もっとも、担当委員会の多くが会員処分に関連する委員会であり、その活動内容の詳細について公にできない点についてはご理解下さい。

本稿が掲載されるパテント11月号が発行される頃には、副会長の任期の概ね2/3が経過していると思いますが、残された任期を精一杯全うする所存です。